

## 令和7年度 鹿児島県地域介護基盤整備事業 事業要望調査票作成要領（市町村用）

### 1 調査対象事業（※）

別紙2「令和7年度地域介護基盤整備事業要望調査票」に記載の以下の事業が対象です。事業ごとに補助対象となる施設・事業所が異なりますので御留意ください。

なお、事業の詳細については、参考資料「介護施設等の整備に関する事業」を参照してください。

#### (1) 地域密着型サービス等整備等助成事業

- ・ 地域密着型サービス施設等の整備
- ・ 介護施設等の合築等
- ・ 空き家を活用した整備

#### (2) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業

- ・ 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業
- ・ 既存の特別養護老人ホームにおける多床室のプライバシー保護のための改修支援事業
- ・ 介護施設等における看取り環境整備推進事業
- ・ 共生型サービス事業所の整備推進事業

#### (3) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

- ・ 介護施設等の施設開設準備経費支援事業
- ・ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援

#### (4) 民有地マッチング事業

#### (5) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業

- ・ 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業
- ・ 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング経費支援
- ・ 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援事業

#### (6) 介護職員の宿舎施設整備事業

（※） 現在、国において地域のニーズ等に適したメニューの充実や見直し等が行われており、来年度以降の事業メニューは未確定です。

今回の調査では、対象事業として記載があるもののうち、来年度以降の調査には、記載がないものがある場合がございますので、ご注意ください。

## 2 留意事項

- (1) 補助対象事業、対象施設及び補助単価については、令和6年度時点のものです。補助対象事業等は、変更になる場合があります。
- (2) 今回の調査は、令和6年度の県予算要求に向けた事前調査であり、この調査への回答をもって、補助を確約するものではありません。  
※ 来年度当初（5月頃）に改めて事業量調査を行います。
- (3) 来年度の事業量調査の結果、要望額が予算額を上回った場合、本調査への回答があった事業を優先させる可能性がございます。
- (4) 市町村の「第9期介護保険事業計画」（令和6～8年度）における各年度ごとの地域密着型施設の必要利用定員総数及び地域密着型サービスの種類ごとの量の見込みも確認いただき、回答をお願いします。
- (5) 補助について、定員29人以下の広域型施設等及び地域密着型施設・事業所は、市町村を通じた「間接補助」となります（市町村における予算計上が必要。）  
定員30人以上の広域型施設等については、県の直接補助となります。
- (6) 広域型施設等<sup>※</sup>が対象となる事業については、県から直接、対象施設へ事業要望調査を行っています。  
※ 定員30人以上の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム（いずれも鹿児島市所在の施設を除く）  
なお、定員29人以下の上記施設（鹿児島市所在を除く）に対しても、県から要望調査の実施について周知していますので、補助に関し相談があった場合は、御対応くださるようお願いいたします。
- (7) 木材利用について  
本県では平成13年度に木材利用庁内推進会議を設置し、「鹿児島県建築物等木材利用推進方針」を定め、令和4年度には国の基本方針及び従来の県の方針を踏まえ、「鹿児島県建築物等木材利用促進方針（別紙参照）」を新たに決めました。  
同方針は、本県の建築物における木材利用の促進の意義及び基本的方向を定めており、県が整備する公共建築物だけでなく、民間建築物を含むすべての建築物における木造化・木質化を積極的に推進するとともに、木材利用の意義について普及啓発を行い、「かごしま材」の利用を促進することを推進しております。  
当事業においても、「地域密着型サービス等整備事業」、「既存特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業」、「介護職員の宿舎施設整備事業」については木材利用促進及び利用者等の精神的なゆとりとやすらぎのある生活環境づくりや資源循環型社会の構築に寄与していただくため、設備基準において可能な限り施設の木造化、内装等への木材の利用、木製品の利用等を検討いただくよう、事業主体へ周知をお願いします。
- (8) 補助金返還について  
近年、当補助事業で施設・事業所を整備した後、事業主体の都合により、短期間で施設・事業所を廃止したり、他の運営主体に有償譲渡したりするケースが増えています。  
施設・事業所の耐用年数未満でこのような行為を行うと、補助金の返還が生じる場合があります。  
市町村を通じた間接補助の場合、事業主体が市町村へ補助金を返還していない場合でも、県は市町村に対し補助金返還を求めることとなります。  
事業主体を選定する際は、これらの点に留意いただくとともに、事業主体に対し、事前に十分周知いただきますようお願いいたします。